

令和4年10月 1日

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部 各ブロック長 様
各都道府県剣道専門委員長 (部長) 様
各中学校剣道部顧問 様

(公財) 日本中学校体育連盟
剣道競技部長 國原 宜昌
(公印省略)

剣道部活動における竹刀の安全及び事故防止について (通知)

秋冷の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部の活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月1日付けで、「剣道部活動における竹刀の安全及び事故防止について」の通知を出したところです。

近年、竹刀の破損による事故が発生しております。破損した竹刀を使用させないこと、また、使用中に破損することも想定し、常日頃から、十分なる点検整備を習慣化する必要があると考えます。

つきましては、生徒の安全と生命を守る観点から、各校におかれましても、再度、下記の内容等に留意され、事故防止に万全を期すよう、お願い申し上げます。

記

1 稽古において

- (1) 竹刀点検の徹底 (開始前・休憩時・終了時・稽古中も適時)
 - ・ 破損(ささくれ等)、不備(先革破損・弦及び中結のゆるみ)のものは使わせない。
- (2) 剣道具の確認
 - ・ 面金(物見部分)が変形し幅が広がっているようなものは使わせない。面紐の結び目が高い生徒は直すよう指導する。

2 大会・錬成会等において

- (1) 公式戦(県大会・各地区予選会)での対応
 - ・ 竹刀検量を実施し、検量を合格した竹刀のみ使用可とする。
- (2) 顧問・監督・外部指導者等による竹刀点検の実施
 - ・ アップ開始前及び試合開始前に点検を行う。検量済み竹刀も同様。
- (3) 破損・不備等ある竹刀の没収
 - ・ 竹刀検量時に確認し預かる等の処置を行う。大会終了後に返却する。
- (4) 活動方法の工夫
 - ・ 会場の広さに応じた適切な人数や活動形態を工夫し、稽古や試合ができるようにする。

3 日々の活動を通して

- (1) 竹刀点検の習慣化
 - ・ 竹刀の状態を常に保守点検する習慣を身に付けられるように指導する。
- (2) 剣道具を正しく装着
 - ・ 剣道着、袴、剣道具を正しく装着できるよう指導する。